

## 出席停止の取り扱いについて

浅草小学校  
校長 大石 京子

学校保健安全法施行規則の定める感染症（下記参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可ができるまで登校できません。定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

感染症にかかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。感染症の種類により、「治癒証明書」（複写式の用紙のため学校でお渡しするもの）または「出席停止解除願」（ホームページよりダウンロード可能）を、登校の際に必ず、医師の診断を受け、登校の許可を得て、お子様に持たせるようお願いいたします。

- 「治癒証明書」は以下の感染症について、台東区内の医療機関で記入してもらいます。

麻疹、風疹、水痘、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）  
百日咳、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎（おたふく）、腸管出血性大腸菌、咽頭結膜熱  
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

※「治癒証明書」は、台東区内で医師会に加入している医療機関で無料にて記入していただけます。

- 「出席停止解除願」は以下の感染症、または上記の感染症でも、台東区外の医療機関を受診した際に、保護者が記入します。

インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等

※その他の感染症については、学校にお問い合わせください。

### 《学校保健安全法施行規則に定める感染症等》

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。